

松くい虫被害防除事業補助金(伐倒駆除)の概要

1 趣旨

松くい虫被害のまん延を防止するため、被害木の伐倒処理費用の一部を補助するものです。

2 補助要件

補助金交付対象者は松本市内においてマツを所有、または管理しているものとする。(所有者等)
松くい虫被害により枯死したマツを業者等に委託し、枝条を含め全量破砕(チップ化)、焼却処分
または、くん蒸処理まで行うものとする。

ただし、焼却する場合、請負業者が野焼きを行うことは禁止されています。
また、枯損後2年以上経過したものは、カミキリムシが発生しないので上記処理は不要です。

申請は、同一年度内に同一申請者1回限りとする。

同一箇所の伐採については、同一年度内に1回限りとする。

個人又は法人の場合は、市税等を滞納していないこと。

3 補助率及び限度額

伐採及び処理に要する経費の2分の1以内(上限:100,000円)

10円未満の端数金額が生じた場合、切り捨て

4 必要書類

事業計画時

ア 事業計画書(様式第1号)

イ 事業実施箇所の位置図(住宅地図等)

ウ 事業実施前の松の状態が分かる写真(全景)

エ 見積書(写し可)

ただし、内訳を人工、使用資機材等の詳細が分かるように記載すること(「伐採一式」等の記載は不可)

オ 所有者等以外の者が管理者として申請する場合には、事業実施に係る所有者の同意書

カ 現住所が松本市外の者については、松本市内の土地を所有していることを証明するもの
(例) 登記簿謄本、固定資産税の課税明細書等(写し)

実績報告時

ア 実績報告書(様式第2号)及び付表2

イ 事業を実施した松の配置図

ウ 事業実施時の写真

(ア) 伐採から処理までの流れが分かるもの

(例) 伐採前、伐採作業時、伐採完了後、対象木の処理状況等

(イ) 伐採における全ての使用資機材の使用状況が確認できるもの

(例) クレーン使用時、チェンソー使用時、トラック使用時、くん蒸処理時のビニール等

エ 「領収書」及び「所要経費の内訳を証明する書類(請求書等)」(写し)

オ 産廃業者等に持込みした場合は、持込みした証明になるもの

(ア) 破砕処理時

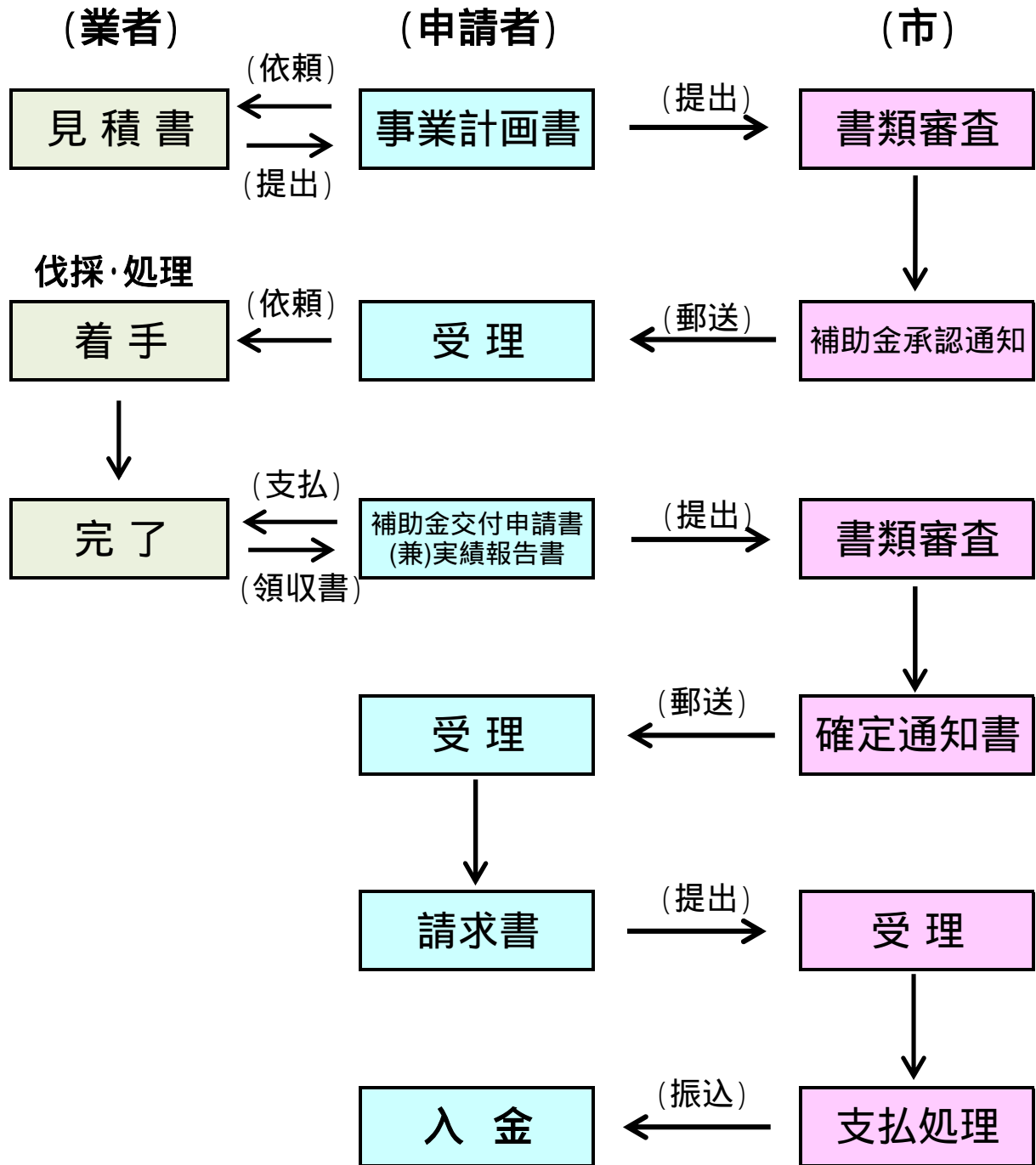
(例) 計量伝票(写し可)

(イ) 焼却処理時

(例) 領収書(写し可)

必要に応じて、現地を確認する場合があります。

松くい虫被害防除事業補助金の流れ(申請から交付まで)



市内各出張所・支所経由での申請は出来ません。